

学校法人 育成学園
同窓会会則



育成調理師専門学校

調 理

製 菓

向陽台

目 次

【 会 則 】	…………… P 1 ~ P 4
---------	-----------------

第 1 章 総則

第 2 章 会員

第 3 章 役員

第 4 章 会務

第 5 章 会議

第 6 章 会計

第 7 章 個人情報管理

第 8 章 慶弔規定

第 9 章 奨学支援金制度

附則

【 個人情報について 】	…………… P 5
--------------	-----------

【 慶弔規定について 】	…………… P 6
--------------	-----------

【 役員名簿 】	…………… P 7
----------	-----------

学校法人 育成学園

尼崎校 同窓会会則

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は「学校法人 育成学園 尼崎校同窓会(以下 本会という)」と称する。

第2条 (事務所)

本会の事務局は育成調理師専門学校内に置く。

また、総会で必要と認めた場合には別に地方支部を置くことができる。

第3条 (目的)

本会は、会員相互の親睦を図り母校の発展に寄与することを目的とする。

また飲食業界等の発展にも寄与することを目的とする。

第4条 (活動)

本会の目的を達する為に次の事業を行う。

- (1)母校発展の援助
- (2)会員相互の親睦、及び発展の為の援助
- (3)在校生に対する援助
- (4)飲食サービス業界の資質向上を図る為の援助
- (5)その他必要と認める諸般の支援及び援助

第2章 会員

第5条 (名称)

本会は下記の者を以って組織する。

- (1)正会員 本校を卒業した者
- (2)特別会員 本学園の現職員・旧職員
- (3)客員会員 当会、役員会で認めた者

第6条 (資格の喪失)

会員は、以下の事由により会員の資格を喪失する。

- (1)死亡
- (2)退会
- (3)除名

第7条 (退会)

会員は、退会理由を明記した退会届を会長に提出することによって退会することができる。

- 2 退会する正会員は、退会までに未納の会費がある場合にはそれを支払い、また納入済の会費は、一切返却されないものとする。

第8条 (除名)

会員が本会の名誉を著しく傷つけ、また本会の目的に著しく反する行為をした場合には総会の決議に基づき、除名することができる。

第9条 (情報の変更)

会員は住所、氏名、その他一身上に変更が生じたときは速やかに事務局に届け出ること。

第3章 役員

第10条 (構成) ※組織図は別紙

本会に次の役員を置く。※組織図は別紙

会長	1名
副会長	1名
事務局	2名
会計	2名
監査	2名

- 2 本会顧問を1名置き、本会の活動を援助する。

第11条 (支部) ※組織図は別紙

本会に次の3支部を置く。※組織図は別紙

- (1)調理支部 ※幹事長1名・幹事3名
- (2)製菓支部 ※幹事長1名・幹事3名
- (3)向陽台支部 ※幹事長1名・幹事3名

- 2 会員が多数存在する地域には、上記以外に地域支部を設けることができる。ただし、設置にあたっては役員会の承認を受けることにする。その活動についても毎年の総会で報告をしなければならない。

第12条 (サポート)

本会を円滑に運営するために運営サポートとして次の外部委託する。

- (1)卒業生への取材
- (2)HPの編集・更新
- (3)会員データの維持と管理
- (4)庶務及び企画立案

第13条 (選任)

役員を選任は次の通りとする。

- (1)会長・副会長は、役員及び幹事長より選出し、総会において承認を得る。
- (2)その他の役員については会長・副会長の推薦の受け、総会において承認を得る。

第14条 (任期)

役員任期は次の通りとする。

- (1) 役員任期は2年とする。ただし、重任を妨げない。
- (2) 役員は任期終了後、後任者が就任するまでその職務を執行するものとする。

第4章 会務

第15条 (会務)

役員は次の任務を有する。

- (1)会長は本会を代表し、総括する。
- (2)副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその代理にあたる。
- (3)事務局は本会の諸文書の管理及び事務全般を行う。
- (4)会計は本会の会計全般を行う。
- (5)会計監査は本会の会計を監査する。

第5章 会議

第16条 (会議)

本会は各項に定める会議を開催する。ただし、会長が必要と認めるとき及び役員会の要請があるときは、臨時の会議を開催する。

- (1)総会
- (2)役員会
- (3)幹事長会
- (4)支部会

- 2 会議毎に議事録を作成し、事務局がこれを保管する。

第17条 (総会)

総会は、本会運営の最高機関である。

- 2 総会は、定期総会と臨時総会の2種を設ける。臨時総会は必要に応じて会長が召集する。
- 3 総会は、会長召集する。
- 4 総会での議長は、役員の中から会長より推薦を受けたものとする。

第18条 (役員会)

役員会は本会の会務を審議し議決する最高議決執行機関とする。

- 2 役員会は次の事項に定める議案を審議し決議する。
 - (1)規約の変更と改正
 - (2)決算及び予算
 - (3)その他の重要な事項
- 3 総会、役員会は会長が招集し、決議を審議し承諾する。
- 4 総会、役員会は委任を含む過半数の出席をもって成立し、2/3の賛成により承認をうける者とする。賛否同数の場合は会長の裁決によりこれを承認する。

第19条 (活動費)

総会、役員会手当:1回/2000円

- 2 交通費:実費(上限2000円)
- 3 その他、会長が必要と認めた場合は支払うことができる。

第6章 会計

第20条 (会計)

本会の経費には会費・寄付金・及びその他の収入を充てるものとする。

- 2 本校を卒業するものは、終身会員として10,000円を卒業年度に支払うものとする。本会の財産の管理ならびに運用は会計がこれを行う。なお、寄贈・またはその他の支出については、当該年度の役員会の審議をもって承認する。
- 3 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。
- 4 会計は毎年度の決算を行う。その後会計監査役の監査を必要とする。
- 5 決算において剰余金が生じたときには翌年度に繰り入れる。

第7章 個人情報の管理

第21条 本会が保有する会員に関する個人情報は、別に定める。

第8章 慶弔規定

第22条 本会の慶弔規定については、別に定める。

第9章 奨学支援金制度

第23条 本学園の入学及び学生生活を支援することを目的とする。

(1)資格条件

- ・本学園の卒業生の子及び兄弟。
- ・本学園の卒業生より紹介を受けたもの。※教職員(卒業生)は除く

(2)給付額

- ・50,000円

(3)申請手続き

問い合わせ窓口を育成学園(事業部)が代行し、手続きを行う。

附則

(1)本会則は、令和6年9月1日より施行する。

第7章 個人情報について

個人情報基本方針

平成17年4月1日より「個人情報保護法」が施行されました。育成学園尼崎校同窓会においても個人情報の重要性を認識し、以下の取り組みを行います。

2 同窓会 個人情報保護方針

育成学園尼崎校 同窓会(以下、「本会」という。)は、個人情報に関する法令およびその他の規則を遵守し、次の方針により本会会員(以下、「会員」という)の個人情報の保護に務めるものとする。

3 個人情報取得について

本会は、個人情報を取得する際、適法かつ公正な手段によってのみ取得いたします。

4 定義

この保護方針における「個人情報」とは、本会が保有する次の情報をいう。

- (1)氏名(旧姓を含む)
- (2)卒業年次(期)
- (3)住所・電話番号・及びメールアドレス
- (4)勤務先の名称・住所・電話番号・電子メール及び役職名

5 利用目的

個人情報の利用は、育成学園尼崎校同窓会規約に定める目的と次に掲げる事業の範囲以内で行うものとする。

- (1)会員名簿
- (2)会報及び刊行物の作成及び発送
- (3)住所・電話番号・及びメールアドレス

6 第三者への提供

本会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者には、提供しないものとする。

- (1)法令の基づく場合
- (2)その他本会の目的達成に必要な範囲内で、役員会が特に必要と認めた場合

7 会員名簿の配布

会員名簿は次に掲げるもの以外は配布しないものとする。

- (1)会員
- (2)育成学園学校長(理事長)
- (3)その他本役員会が特に必要と認めた者

8 情報の管理

本会が保有する個人情報の管理は次により行う。

- (1)本会の個人情報の管理は本会の会長及び副会長の管轄内にて行う。
- (2)本会の個人情報の管理は、個人情報の流失、盗難等の事故を防止するために必要な処置を講ずるものとする。

9 業務の委託

本会が個人情報を取り扱う事業の全部又は一部を外部に委託する場合には、委託先として個人情報の漏えい、滅失又ははき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な処置を講じている者とし、その契約の締結に関しては、役員会の承認を得ること。提供の停止を請求することができる。

第8章 慶弔規定

この規定の範囲は、以下の通りとする。

- (1)同窓会会員
- (2)同窓会役員
- (3)学生会員(在校生)
- (4)そのほか、会員が必要と認めた者

2 慶事について

(1)上記の範囲に該当する会員が公の機関より表彰を受けた場合、祝電を送り慶意を表す。

(2)届出義務

会員または関係者がこの基準により慶弔を受けようとするときは、証明する書類を添付または掲示し、事務局に届け出を要する。

3 弔事について

(1)上記の範囲に該当する会員が死亡の場合、弔電を送り弔意を表す。

また弔電、供花、香典(10,000円)を供え、弔意を表す

(2)上記に該当しないものについては、役員会で検討する。

4 助成について

助成(金)の種類は以下の通りとする。

(1) 同窓会開催助成金

同窓会等、年1回、概ね20人以上の集まりに限り、一人につき1,000円の補助を行う。
但し、各支部1回限り、上限30,000円とする。

(2) 開店助成金

本会員が新規開店する場合には祝い金等を贈るものとする。

(3) その他必要のある際にはその都度、役員会において協議の上決定するものとする。

5 補助について

(1) 在校生(部活等)が宿泊を伴うコンクールや全国大会などに出場の場合は饂飩を贈る。

※全国大会(50,000円)※上限2大会まで

(2) その他必要のある際にはその都度、役員会において協議の上決定するものとする。

第8章 慶弔規定

この規定の範囲は、以下の通りとする。

- (1)同窓会会員
- (2)同窓会役員
- (3)学生会員(在校生)
- (4)そのほか、会員が必要と認めたる者

2 慶事について

- (1)上記の範囲に該当する会員が公の機関より表彰を受けた場合、祝電を送り慶意を表す。
- (2)届出義務
会員または関係者がこの基準により慶弔を受けようとするときは、証明する書類を添付または掲示し、事務局に届け出ることを要する。

3 弔事について

- (1)上記の範囲に該当する会員が死亡の場合、弔電を送り弔意を表す。
また弔電、供花、香典(10,000円)を供え、弔意を表す
- (2)上記に該当しないものについては、役員会で検討する。

4 助成について

助成(金)の種類は以下の通りとする。

- (1) 同窓会開催助成金
同窓会等、年1回、概ね20人以上の集まりに限り、一人につき1,000円の補助を行う。
但し、各支部1回限り、上限30,000円とする。
- (2) 開店助成金
本会員が新規開店する場合には祝い金等を贈るものとする。
- (3) その他必要のある際にはその都度、役員会において協議の上決定するものとする。

5 補助について

- (1) 在校生(部活等)が宿泊を伴うコンクールや全国大会などに出場の場合は餞別を贈る。
※全国大会(50,000円)※上限2大会まで
- (2) その他必要のある際にはその都度、役員会において協議の上決定するものとする。

会長	島 真直
副会長	梅田 尚子
事務局	山田 泰介
事務局	岩竹 宏宣
会計	山口 剛史
会計	浅野 郁子
監査	木原 禎希
監査	藤中 恭子

支部名簿

調理 支部

支部長	実村 学
幹事	奥谷 祥智
幹事	小林 洋介
幹事	堀口 晴加

製菓 支部

支部長	達富 大輔
幹事	長谷川 貴美子
幹事	山本 真代
幹事	寺田 加奈子

向陽台支部

支部長	辻 正猶
幹事	辻 里織
幹事	小林 奈央
幹事	中城 瞬